

さいたま市告示第 1728 号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成 13 年さいたま市条例第 205 号）第 10 条第 1 項により自転車を撤去し、同条第 4 項の規定により保管したので、第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 14 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和 7 年 11 月 7 日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 20 台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/11/04	東浦和駅	埼玉県警19-192785588	S3983192		
2025/11/04	浦和駅東口	埼玉県警18-8468141	F71113424		
2025/11/04	北浦和駅西口	埼玉県警15-5307680	57C3385		
2025/11/04	南与野駅	宮城県警宮城県 03133849	KBEK14510		
2025/11/06	南浦和駅西口	埼玉県警18-8165219	FC7L19770		
2025/11/06	南浦和駅西口	埼玉県警24-241180697	A23AL04731		
2025/11/06	浦和駅東口	埼玉県警14-4583942	RT4F03511		
2025/11/06	中浦和駅	埼玉県警15-5414786	KAE0140495		
2025/11/07	武蔵浦和駅	埼玉県警24-243043557	AMZDQ01772		
2025/11/07	武蔵浦和駅	埼玉県警24-243499704	A24A063672		
2025/11/07	浦和駅西口	埼玉県警24-240045613	T22A10486		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/11/04	大宮駅東口	埼玉県警23-234090860	A23AH01279		
2025/11/04	大宮駅西口	埼玉県警16-6228022	LA138054.		
2025/11/04	宮原駅東口	埼玉県警21-213702505	B1A09358		
2025/11/04	宮原駅東口	埼玉県警25-250017316	F24N80171		
2025/11/04	東大宮駅東口	埼玉県警24-241583520	KBHK01286		
2025/11/04	西大宮駅南口	埼玉県警25-250000774	SYH011229		
2025/11/04	岩槻駅	埼玉県警06-6210381	A36037988		
2025/11/04	岩槻駅	埼玉県警24-244014259	SYH025608		
2025/11/06	大宮駅東口	埼玉県警18-8441237	SSE354665		

合計: 20台

告示期限 令和7年11月28日